

「けんせつ小町工事チーム」登録要領

一般社団法人 日本建設業連合会
平成26年8月5日制定

(目的)

第1条 この要領は、「けんせつ小町工事チーム」の登録等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

※「なでしこ工事チーム」から「けんせつ小町工事チーム」へと名称を変更しました（平成28年1月1日）

(「けんせつ小町工事チーム」の要件)

第2条 会員会社の工事現場において、女性技術者および女性技能者が多数施工に従事している、または中心となって施工を担っていること。

※女性技能労働者から女性技能者へと表現を改めました（平成26年10月1日）

(登録の申請)

第3条 会員会社は、別紙に示す「申請書」および「送り状」（必須）並びに「活動状況（写真）等」（任意）に必要な事項を記載し、本会事務局へ登録の申請をすることができる。

※「活動状況（写真）等」（任意）を追加しました（平成28年11月1日）

(申請の受理)

第4条 本会事務局は、申請書の内容を確認し、受理する。

(登録)

第5条 本会事務局は、受理後、申請者に対して登録証を発行する。

(登録の公開)

第6条 本会事務局は、登録後、「けんせつ小町工事チーム」の概要および「活動状況（写真）等」を当会ホームページに掲載する。

※「活動状況（写真）等」を追加しました（平成28年11月1日）

(登録等の事務)

第7条 この要領に定めるもののほか、本制度の登録等に関する事務は、本会事務局が処理する。